

中小企業基本法 上の類型	日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))
①製造業、 建設業、 運輸業 その他業種 (②～④を除く)	大分類A(農業, 林業) 大分類B(漁業) 大分類C(鉱業, 採石業, 砂利採取業) 大分類D(建設業) 大分類E(製造業) 大分類F(電気・ガス・熱供給・水道業) 大分類G(情報通信業) ※③業種を除く 大分類H(運輸業, 郵便業) 大分類J(金融業, 保険業) 大分類K(不動産業, 物品賃貸業) ※③業種を除く 大分類M(宿泊業, 飲食サービス業) ※③業種を除く 大分類N(生活関連サービス業, 娯楽業)のうち小分類791 (旅行業)
②卸売業	大分類I(卸売業, 小売業)のうち卸売業
③小売業	大分類I(卸売業, 小売業)のうち小売業 大分類M(宿泊業, 飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サー ビス業)
④サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、 小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声 情報制作業)、小分類415(広告制作業)、小分類416(映 像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業, 物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究, 専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業, 飲食サービス業)のうち中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業, 娯楽業) ※小分類791(旅行 業) 除く 大分類O(教育, 学習支援業) 大分類P(医療, 福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)